

調査対象企業一覧

	企業名	機種別
混入可能性が否定できない(6社)	1 富士電機(*)	変圧器
	2 高岳製作所	変圧器
	3 愛知電機	変圧器
	4 北陸電機製造(*)	変圧器
	5 中国電機製造	変圧器
	6 東北電機製造	変圧器
過去に検出事例有(6社)	1 東芝	変圧器
	2 三菱電機	変圧器、リアクトル
	3 富士電機(*)	変圧器
	4 明電舎	変圧器
	5 北陸電機製造(*)	変圧器
	6 指月電機製作所	コンデンサー

(注: 富士電機、北陸電機製造は重複)

変圧器等への微量PCB混入可能性に係る
原子力安全・保安院の対応について

平成14年7月12日
原子力安全・保安院

今般、(社)日本電機工業会より、一部の変圧器等の電気機械器具に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニル(PCB)が混入している可能性が完全には否定できない旨、当省に報告された。これを踏まえ、当院としては、微量のPCBが混入している可能性を否定できない電気機械器具に係る電気事業法の取扱いについて、当該電気機械器具の設置者に求めるべき対応を以下の通り決定し、その旨を各経済産業局等へ通知する。

1. 変圧器等の電気機械器具を製造している企業等から提供される変圧器等へのPCB混入の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機械器具を製造している企業に対して、PCB混入の可能性の有無について確認すること。
2. PCBを含有する絶縁油を使用している電気機械器具を設置していることが判明した場合には、電気関係報告規則に基づき報告するとともに、電気の使用や供給に大きな支障を生じない範囲で、またPCB廃棄物の処理体制等も踏まえ、当該電気機械器具の使用を計画的に中止すること。